

改正 RoHS 和訳

本ドキュメントは、改正 RoHS (DIRECTIVE 2011/65/EU OF THE EUROPEAN PARLAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronics equipment (recast)の翻訳である。

原典は、EU 官報により公布された Directive 2011/65/EU で、下記 URL より入手できる。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:en:PDF>

訳文は翻訳者の知見に基づくもので必ずしも EU 官報の真意を伝えていない部分があるかもしれません。

正確を期すためには、原典である上記の EU 官報によることをお奨めします。

2016 年 4 月 8 日

一般社団法人 東京環境経営研究所

瀧山 森雄

2016 年 4 月 8 日

電機電子機器中に特定有害物質使用の制限に関する

2011年7月8日の

欧州議会と理事会の指令 2011/65/EU

欧州連合の議会と理事会は
欧州連合の機能に関する条約、特に第 114 条を尊重し、

欧州委員会からの要求を尊重し

欧州経済社会委員会の意見を尊重し

地域委員会の意見を尊重し

通常の手続に準拠して活動し

であるが故に

- (1)電気電子機器に特定有害物質の使用の制限に関する 2003 年 1 月 27 日の欧州議会と理事会の指令 2002/95/EC は本質的な多数の変更がなされるべきである。明確化のために指令は作り直されるべきである。
- (2)電気電子機器に有害物質の使用の制限に関連する加盟国によって採用されている法律や行政措置間の不均衡は、共同体の貿易と歪んだ競争の障壁を創出し国内市場の確立と機能に関し直接の影響を生ずる可能性がある。それ故、この分野に規則を規定し人の健康保護と環境の健全な回復および廃電気電子機器の処分に貢献する必要性が見いだされる。
- (3)指令 2002/95/EC は、2000 年 12 月 4 日の理事会決議により支持されるように予防原則を考慮して特定のカテゴリに適合する範囲の装置を含めそして科学的な進歩に基づいて制限物質のリストを採用する必要性を研究するために特に欧州委員会はその指令の規定を見直しすることを規定している。
- (4)2008 年 11 月 19 日の欧州議会と理事会の廃棄物に関する指令 2008/98/EC は廃棄物法令において予防に最優先を与えている。予防は、特に材料と製品中の有害物質の含有量を減少するための措置として定義されている。

- (5)カドミウムによる環境汚染を阻止するための共同体行動プログラムに関する 1988 年 1 月 25 日の理事会決定は、欧州委員会に遅れることなくそのようなプログラムの開発を遂行することを求めている。人の健康もまた保護されなければならない、そしてそれ故に特にカドミウムの使用を制限し代替の研究を活発化する総合的な戦略が実施されなければならない。決議は、カドミウムの使用は適当な代替が存在しない場合に制限されるべきであることを強調している。
- (6)残留性有機汚染物質に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会と理事会の規則 (EC) No 850/2004 は、それらの汚染物質の越境の結果により、残留性有機汚染物質からの環境と人の健康の保護の目的が加盟国により十分に達成されえないことおよびそれ故に共同体レベルではより達成することができることを思い出させる。その規制に従って、非意図的な生産工程の副産物であるダイオキシンやフランのような残留性有機汚染物質の放出は実行可能な場合は削減の究極の目的としてできるだけ早く特定し削減されるべきである。
- (7)利用可能な証拠は 2003 年 1 月 27 日の欧州議会と理事会の指令 2002/96/EC (WEEE) に規定されているように WEEE の回収、処理、リサイクルおよび廃棄に関する措置は関連する重金属と難燃剤に関連する廃棄管理問題を減少することが必要であることを示している。しかし、そのような措置にも関わらず、WEEE の重要部品は共同体の域外もしくは域内の現行の廃棄物ルートに継続的に見いだされる。たとえ WEEE が分別回収されリサイクルプロセスに提出されたとしても水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ポリ臭素化ビフェニル (PBB) およびポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) は特により不適切な条件で処理される時は健康又は環境に対するリスクを呈するかもしれない。
- (8) 中小企業 (SMEs) のため最も有効な方法を含む技術的および経済的な可能性を考慮して共同体内の選択された保護水準を実現するためにそれらの物質に関連する健康と環境への重要な物質の削減を確実にする方法は、安全、より安全な材料による EEE 中の物質の代替である。有害物質の使用の制限はおそらく WEEE のリサイクルの可能性と経済的利益を強化し再生物処理場の作業者の健康について負の影響を減少させる。
- (9) この指令で包含されている物質は、科学的に十分に研究され、評価されており、共同体と国家の両方のレベルにおいて異なった措置の対象となっていた。
- (10)本指令において規定される措置は、既存の国際的なガイドラインと勧告を考慮し科学と技術の情報の評価に基づいていなければならない。措置は予防原則を考慮し措置の不在が共同体において創り出すであろうリスクに配慮して人の健康と環境の保護の選択され

た水準を達成するために必要である。

措置は継続的に見直しされなければならない。そして必要であれば、利用可能な技術および科学情報考慮するために調整されなければならない。この指令の附属書は特に、REACH 規則 (Regulation (EC) No. 1907/2006 of the European Parliament and the Council of 18 December 2006 concerning the Registration , Evaluation , Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) and establishment a European Chemicals Agency) の附属書 XIV 及び XVII を考慮し、定期的に見直しされなければならない。特に、Hexabromocyclododecane (HBCDD) 、 Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)、 Butyl benzyl phthalate (BBP) 及び Dibutyl phthalate (DBP) の使用からの人の健康と環境に対するリスクに最優先の考慮が払われるべきである。更なる物質の制限の観点から欧州委員会は、最初の見直しの一部としてこの指令に規定されている新しい基準に従い、以前の評価対象であった物質を再調査すべきである。

(11)この指令は、指令 2008/98/EC および規則 (EC) No. 1907/2006 のような一般的な共同体の廃棄物管理法令を補完する。

(12)適用範囲を明確化するためにこの指令には多くの定義が含まれている。加えて、「電機電子機器」の定義は特定の製品の多目的な特性をカバーするために「独立の」の定義によって補完されるべきである。そこでは EEE の意図的な機能は製品の設計及びマーケティングのような客観的な特性に基づき決定されるべきである。

(13)エネルギー関連製品のためのエコデザイン要求を設定するための枠組みを確立している欧州議会と理事会の 2009 年 10 月 21 日の指令 2009/125/EC は、この指令により同様に包含されているエネルギー関連製品のために特定のエコデザイン要求を設定されることを可能にする。指令 2009/125/EC およびそれに従い採用される実施措置は共同体の廃棄物管理法令を侵害しない。

(14)この指令は、安全と健康要求に関する共同体法令及び特定の共同体の廃棄物管理法令、特に、電池と蓄電池及び廃棄電池と廃棄蓄電池に関する 2006 年 9 月 6 日の欧州議会と理事会の指令 2006/66/EC 及び規則 (EC) No. 850/2004 を侵害することなく適用されるべきである。

(15)重金属と PBDE 及び PBB を使用しない EEE の開発が考慮されるべきである。

(16)科学的な証拠が利用可能であり、予防原則を考慮しできるだけ速やかに寸法、構造に関する特性に起因し有害であるかもしれない、そして少なくとも消費者保護の同じレベル

を確実にするもっと環境的にやさしい代替物質を非常に小さなサイズ又は非常に小さな内部もしくは表面構造のあらゆる物質（ナノマテリアル物質）をも含むその他の有害物質の制限が調査されるべきである。

最終的には、附属書Ⅱの制限物質のリストの見直しと修正は首尾一貫し、相乗効果が最大化しその他の法令のもとで、そして特に、規則（EC）No. 1907/2006のもとでは、この指令と REACH 規則は互いに独立の運営を確実にしながら実施される作業の補足的な性質を反映しなければならない。関連する利害関係者との協議が実行され中小企業に対する潜在的な影響に特別な考慮がなされなければならない。

(17)再生可能な形のエネルギーの開発は、共同体の主要な目的の一つである。環境と気候の目的に対する再生可能エネルギー資源によりもたらされる貢献は非常に重要である。再生可能資源からのエネルギーの使用の促進に関する 2009年4月23日の欧州議会と理事会指令 2009/28/EC はこれらの目的と他の共同体環境法令の間に一貫性があるべきことを思い出させる。その結果、この指令は健康と環境に負の影響を持たないそして持続可能で経済的に実行可能である再生可能エネルギー技術の開発を妨げるべきではない。

(18)特に、中小企業の状況を考慮し代替が科学と技術の観点から不可能であるか、もしくは代替に起因する負の代替の環境、健康および消費者安全の便益が代替の環境、健康および消費者安全の便益を上回るか、代替の信頼性が確実でないならば、代替要求からの除外は認められなければならない。除外と可能な除外期間についての決定は代替と代替の社会経済的な影響の有効性を考慮しなければならない。該当する場合は、除外の総合的な影響に関してライフサイクルシンキングが適用されるべきである。EEE の有害物質の代替は、EEE の使用者の健康と安全と両立するような方法で実行されなければならない。医療装置の上市は医療装置に関する 1993年7月14日の理事会指令 93/42/EC および体外診断医療装置に関する 1998年10月27日の欧州議会と理事会指令 98/79/EC に従い適合性評価手順を要求している。それには加盟国の適格当局から任命された届出機関の関与を要求できる。もし、そのような届出機関が医療装置もしくは体外診断装置に意図的使用のための潜在的な代替の安全性が促進されないことを証明すればその潜在的な代替の使用は負の社会経済性、健康と消費者安全の影響を明確にすると思われる。この指令が施行された日から、この指令の適用範囲の装置に実際に含まれる前であっても装置に対する除外を適用することは可能である。

(19)特定の特殊な材料もしくは構成部品に対する制限からの除外は、EEE 中の有害物質の段階的な廃止を達成するためにその範囲と期間が限られ、そのような応用中にそれらの物質の使用の回避が可能になることが与えられるべきである。

- (20)製品の再使用、改修及び製品寿命の拡張は有益である。予備部品は活用される必要がある。
- (21)この指令に従いEEEの適合性を評価する手順は共同体の他の法令、特に、製品の上市のための通常の枠組みに関する2008年7月9日の欧州議会と理事会の決定No 768/2008/ECと首尾一貫していなければならない。適合性評価手続の調和は共同体全体を通して当局へのコンプライアンスの証明として提供しなければならないものに関して法的な確かなものを製造者に与えるべきである。
- (22)共同体レベルで製品に適用できる適合マーキングであるCEマーキングは同様にEEEに適用すべきである。それはこの指令の主題である。
- (23)製品の上市に関連して信用と市場調査の要求を規定している2008年7月9日の欧州議会と理事会の規則(EC)No 765/2008により規定されている市場監視手順はこの指令への遵法を確認するためのセーフガードを供給する。
- (24)この指令の実施の一定の条件を確実にするため、特に除外のガイドラインと適用の書式に関する実行権限は欧州委員会と相談されるべきである。それらの権限は実行権力の委員会の行使の加盟国による制御のための手続きに関する規則と一般原則を規定している2011年2月16日の欧州議会と理事会の規則(EU)No 182/2011に従い執行されなければならない。
- (25)この指令の目的を達成するために欧州委員会は、附属書IIの修正、最大濃度値への準拠および附属書IIIとIVへの技術と科学の進歩の適用のための詳細な規則に関して共同体の機能に関する条約の第290条に従い委任法(delegated acts)を採用する権限を与えられなければならない。委員会が準備作業の期間中に専門家レベルを含む適切なコンサルテーションを実行することは特に重要である。
- (26)この指令を国内法に転換するための義務は前の指令と比較して実質的な変化を示す規定に制限されるべきである。変更されない規定を転換するための義務は前の指令の下で発生する。
- (27)この指令は、国内法に転換のための時間制限に関連し加盟国の義務および附属書VII、パートBに規定されている指令の適用を侵害すべきではない。
- (28)この指令を見直しする時は、委員会によって規則(EC)No 1907/2006との一貫性の徹

底的な解析が実施されなければならない。

(29)良好な法律作成 (better law-making) に関するインターインスティテューショナルアグリーメント (the Interinstitutional Agreement) のパラグラフ 34 に従い加盟国は、自身のためと共同体の利益のために可能な限りこの指令と彼らの転換措置との相互関係を説明するテーブルを作成しそのテーブルを公開するよう促進されなければならない。

この指令の目的は、

(30)即ち、EEE 中の有害物質の使用制限を確立するというこの指令の目的は、加盟国によって十分に実現することはできなく、それ故に廃棄物のリサイクルと処分および人の健康保護のような共通の利害関係の分野に関するその他の共同体法令に関する限りは問題の規模とその影響の理由によりよく実現できるので共同体は欧州共同体条約第 5 条に規定されているような補完原則にしたがい措置を採用してもよい。条約に規定されているように均衡の原則に従いこの指令は目的を実現するために必要な範囲を超えることはない。

本指令を採択した。

第 1 条 (主要事項)

この指令は、人の健康と環境保護に資する観点から廃電気電子機器 (WEEE) の環境的にやさしいリカバリーと処分を含む電気電子機器 (EEE) に有害物質の使用を制限する規則を規定する。

第 2 条 (適用範囲)

1. この指令は、文節 2 に従い、附属書 I に規定されているカテゴリーに該当する EEE に適用する。
- 2 第 4 条(3)および第 4 条(4)の規定を侵害することなく、加盟国は指令 2002/95/EC の適用範囲外であったがこの指令に従っていない EEE をそれにも拘わらず、2019 年 7 月 22 日までは市場で継続して利用できるよう規定すべきである。
- 3 この指令は、安全と健康および化学物質、特に特定の共同体廃棄物管理法令の要求は勿論、規則 (EC) No 1907/2006 に関する共同体の法令の要求を侵害することなく適用されなければならない。
- 4 この法令は、以下には適用されない。
 - (a) 武器、弾薬及び特定の軍事目的のために意図されている軍事材料を含む加盟国の安全の基本的利害の保護のために必要な装置
 - (b) 宇宙に送られるために設計されている装置
 - (c) 新指令の適用除外もしくは適用範囲外である別の型の装置の一部として特別に設

計され、固定される装置で別の装置の一部分として機能し、同じ特別に設計された装置によってのみ置き換えられる装置

- (d) 大型産業用固定工具
- (e) 大型固定装置
- (f) 型が認承されていない電動二輪車両を除く人または貨物用運搬具
- (g) 職業用途のみに利用される非道路用の車両機械
- (h) 埋め込み型移植用医療装置
- (i) 一般、商業、産業、住宅用に太陽光からエネルギーを生産するために固定され、永久に使用するため専門家により設計、組立、固定されたシステムにおいて使用されるように意図された太陽光パネル
- (j) 企業間 (business to business) を規準に利用可能な研究開発目的のためのみに設計された装置

第3条 (定義)

この指令の目的のために以下の定義が適用される。

- (1)電気電子機器 (「EEE」) とは、適正に作動するために電流又は電磁界に依存し、そのような電流、電磁界の生成、移動及び測定用であり定格電圧が交流 1,000V、直流 1,500V 以下で使用するよう設計されている装置。
- (2)前節の目的のため、「依存する」とは EEE に関して少なくとも 1つの意図された機能を果たすため電流又は電磁界を必要とすることを意味する。
- (3)「大型固定産業用工具」とは、特定の応用品用に一体で機能する機械、装置及び/又は構成部品の大規模な組立であり、与えられた場所で専門家により永久に設置又は撤去され、製造工場の施設又は研究開発施設で専門家によって使用され、保守される装置を意味する。
- (4)大型固定据付装置とは、幾つかの型の装置の組合せ及び適用できる場合は、その他の装置で事前に決められた専用の位置に専門家によって組立、設置され、撤去される装置を意味する
- (5)「ケーブル」とは、定格電圧 250V 以下で EEE を電気差込口 (コンセント) に接続するため、もしくは 2つ以上の EEE を相互に接続するために接続又は延長として作動するすべてのケーブルを意味する。
- (6)「製造者」とは、EEE を製造する、もしくは設計されまたは製造された EEE を持っていてそれを自身の名称もしくは商標で上市する自然人又は法人を意味する。
- (7)「認定代理人」とは、製造者の代理で特定の業務に関連し実施するよう製造者から書面による権限を受取っている共同体内に設立されている自然人又は法人である。
- (8)「流通業者」とは、サプライチェーンにおける製造者、輸入者以外の市場で EEE を利用可能にする自然人又は法人を意味する。

- (9)「輸入者」とは、第3国からEEEをEU市場に上市する共同体内に設立された自然人又は法人を意味する。
- (10)「経済的経営者(オペレータ)」とは、製造者、認定代理人、輸入者及び流通業者を意味する。
- (11)「市場で利用可能にする」とは、有償もしくは無償で商業活動の過程において共同体市場で流通、消費又は使用のためのEEEの供給を意味する。
- (12)「上市」とは、共同体市場ではじめてEEEを利用可能とすることを意味する。
- (13)整合規格とは、技術標準と規制の分野の情報の提供に関する手続を規定している1998年7月22日の欧州議会と理事会の指令98/34/ECの第6条に従い欧州委員会によってなされている要求に基づく情報社会サービスに関する指令98/34/ECの附属書Iにリストされている欧州標準化機関の一つにより採用されている標準を意味する。
- (14)「技術仕様」とは、製品、プロセスまたはサービスにより実施される技術要求を定める文書である。
- (15)「CEマーキング」とは、製造者がそれを製品に貼付して、その製品が共同体調和法令に規定されている適用可能な要求に整合していることを示していることを意味する。
- (16)「適合性評価」とは、EEEに関連しこの指令の要求に適合しているかどうかを証明するプロセスを意味する。
- (17)「市場監視」とは、EEEがこの指令に規定されている要求に従っており、健康、安全または公衆の利益保護のその他の論点に危険を及ぼさないことを確実にするため当局により実行される活動および採択される措置を意味する。
- (18)「リコール」とは、既に最終使用者が利用可能となっていた製品の回収を実現することを目的とする措置を意味する。
- (19)「回収」とは、サプライチェーンにおいて製品が市場で利用可能であることを防止する措置を意味する。
- (20)「均質材料」とは、全体が単一成分の材料またはねじを外す、切断、クラッシング、グライインディングおよび研磨プロセスのような機械的な手段で、解体したりまたは異なる材料にできない材料の組合せで構成される材料を意味する。
- (21)「医療装置」とは、指令93/42/EECの第1条(2)の項(a)の意味する医療用装置で、それがEEEであるものを意味する。
- (22)「体外診断医療装置」とは、指令98/79/ECの第1条(2)の項(b)の意味における体外診断医療装置を意味する。
- (23)「能動型埋め込み医療装置」とは、埋め込み移植医療装置に関する加盟国法律の近似化に関する1990年6月20日の指令90/385/EECの第1条(2)の項(c)の意味における埋め込み移植医療装置を意味する。
- (24)「産業用監視及び制御装置」とは、排他的に産業または専門家用途に設計されている監視又は制御用の機器を意味する

- (25) 「代替の利用」とは、附属書Ⅱにリストされている物質を製造または流通のために要求されている時間と較べて合理的な期間内に製造又は流通されるべき代替の活用を意味する。
- (26) 「代替品の信頼性」とは、代替品を使用している EEE が決められた時間に対して決められた条件下で失敗することなく要求されている機能を実行する確率を意味する。
- (27) 「予備部品」とは、EEE の部分を置き換えることができる予備部品を意味する。EEE はその部品が欠けた場合意図したように機能することができない。部品が予備部品で置き換えられる場合、EEE の機能は、回復又は向上される。
- (28) 「専ら専門家のみを利用できる非道路用の運搬機械」とは、車内に動力源を持ち、その操作は作業の間は固定された作業用場所での連続の稼働もしくは継続又は半継続動作を要求され、専ら専門家向けに利用される機械を意味する。

第 4 条 (防止)

1. 加盟国は、上市される EEE は修理、再使用、機能変更または能力向上のためのケーブルおよび予備部品を含み、附属書Ⅱにリストされている物質を含有しないことを確実にしなければならない。
2. この指令の目的のため、附属書Ⅱで特定されているように均質材料中に重量比最大許容濃度以下の含有は許容されるべきである。委員会は第 20 条に従った委任法により第 21 条と第 22 条に規定されている条件に従い、取分け表面コーティングを考慮してこれらの最大許容濃度への遵法のための詳細化された規則を採用しなければならない。
3. 文節 1 は、医療装置と監視及び制御機器には 2014 年 7 月 22 日以降、体外診断医療装置には 2016 年 7 月 22 日以降、産業用監視及び制御装置には 2017 年 7 月 22 日以降に上市されたものから適用される。
4. 文節 1 は、以下の修理、再使用、機能向上又は能力更新のためのケーブル、予備部品には適用されない。
 - (a) 2006 年 7 月 1 日以前に上市されていた EEE
 - (b) 2014 年 7 月 22 日以前に上市されていた医療用装置
 - (c) 2016 年 7 月 22 日以前に上市されていた体外診断医療用装置
 - (d) 2014 年 7 月 22 日以前に上市されていた監視及び制御機器
 - (e) 2017 年 7 月 22 日以前に上市されていた産業用監視及び制御機器
 - (f) 除外から便益を得ており、特定の除外に関する限り、除外期限が終了する前に上市されていた EEE

5. 文節 1 は、もし、その再使用が監視可能な閉ループのビジネス間 (business to business) 返却システムで行われ、その部品の再使用が消費者に通知されている場合には 2006 年 7 月 1 日以前に上市された EEE から回収され、2016 年 7 月 1 日以前に上市された装置に使用されている再使用予備部品には適用されない。
6. 文節 1 は、附属書ⅢとⅣに記載されている応用品 (アプリケーション) には適用されない。

第 5 条 (附属書への科学と技術の進歩の適用)

1. 附属書Ⅲ、Ⅳに科学と技術の進歩を適用し、第 1 条に規定されている目的を達成するため、委員会は第 20 条に従った個々の専門委員会により、第 21 条と 22 条に規定されている条件に従い以下の措置を採用しなければならない。
 - (a) もしそのような追加が REACH 規則により与えられる環境と健康の保護を弱めることなく以下の条件が実行されるならば、特定の応用品 (アプリケーション) の材料および部品を附属書ⅢおよびⅣの除外に追加する。
 - 設計変更による除去、代替もしくは附属書Ⅱ記載中の材料、部品を必要としない材料及び部品が科学的、技術的に実行不可能である
 - 代替品の信頼性が確実ではない
 - 代替品に起因する総合的な環境、健康および消費者安全の負の影響がそれらの総合的な環境、健康および消費者安全の便益を上回りそうである
 - (b) 上記 (a) に規定されている条件がもはや実現できない場合、附属書ⅢおよびⅣのリストから EEE の材料と構成部品を削除する。
2. 前節 1 の (a) に従い採用された措置の有効期間は、以下である。
 - 附属書Ⅰのカテゴリー1 から 7 およびカテゴリー10 および 11 は最長 5 年まで
 - 附属書Ⅰのカテゴリー8 および 9 は最長 7 年まで有効期間はケースバイケースで決定され、見直されることもある。

2011 年 7 月 21 日時点で附属書Ⅲに記載されている除外については、最長有効期間

が見直され、下記より短い期間が特定されなければ、下記のとおりとする。

- 附属書 I のカテゴリ-1 から 7 及び 10 は 2011 年 7 月 21 日から 5 年間
- 附属書 I のカテゴリ-8 及び 9 は、第 4 条(3)に規定の該当日から 7 年間

2011 年 7 月 21 日までのように附属書 IV にリストされている除外については、見直しされて最長有効期間は、さらに短い期間が特定されなければ、第 4 条(3)に規定する該当日から 7 年間である。

3. 除外の許可、見直し、廃止の申請は附属書 V に従って欧州委員会に対してなされなければならない。
4. 欧州委員会は以下の対応をしなければならない。
 - (a) 受付から 15 日以内に書面で申請書の受領の通知を行わなければならない。通知書は、申請書の受理日付を記載していなければならない。
 - (b) 遅滞なく加盟国に申請を通知し、申請者から提出された申請書及び補足書類情報を加盟国が利用できるようにしなければならない。
 - (c) 申請書の要約を一般に公開しなければならない。
 - (d) 申請内容とその正当性を評価しなければならない。
5. 除外見直しの申請は除外期限の 18 カ月前までになされなければならない。

欧州委員会は、もし特定の状況がその他の期限を正当化しないならば、既存の除外期限日の 6 カ月前までに除外見直し申請の決定をしなければならない。既存の除外は、欧州委員会により見直し申請の決定が行われるまで有効性が存続する。

6. 除外見直し申請が拒否又は廃止される場合は、その決定から最早で 12 カ月後、最遅で 18 カ月後にその除外は終了しなければならない。
7. 附属書が修正される前に、欧州委員会はなканずく経済事業者、リサイクル業者、処理業者、環境組織および被雇用者および消費者連合体と相談し一般公衆が利用できる受領したコメントをしなければならない。
8. 欧州委員会は、中小企業者を考慮して本条の第 3 節において言及されている申請用の調和化されたフォーマットおよびそのような申請のための包括的なガイドラインを採用しなければならない。これらの実施行為は第 19 条(2)において言及される例示手順にしたがい採用されなければならない。

第 6 条（附属書Ⅱの制限物質のレビューと修正）

1. 第 1 条に規定されている目的を達成するためおよび予防原則を考慮するという目的のために附属書Ⅱの制限物質の全体の評価に基づいた見直しと修正は、2014 年 7 月 22 日以前に欧州委員会により検討され、以降は定期的に欧州委員会の主導もしくは文節 2 で言及される情報を含んでいる加盟国による提案書の提出に従わなければならない。

附属書Ⅱに記載の制限物質の見直しと修正は、他の化学物質関連法令、特に REACH 規則との一貫性が保たれるべきで、就中、REACH 規則の附属書 XIV と XVII が考慮されるべきである。見直しには、そのような法令の適用から得られる一般に利用可能な知見を利用すべきである。

附属書Ⅱの見直しと修正のために欧州委員会は、非常に小さなサイズもしくは非常に小さな内部または表面構造を持つ同様な物質群を含んでいる物質について以下のような特別な考慮をなすべきである。

- (a) WEEE の再使用のため、または WEEE から材料をリサイクルするための準備の可能性を含んだ EEE 廃棄物管理処理中の負の影響がありうる。
- (b) 用途が与えられている物質の環境中への制御されないまたは拡散した放出が生ずるもしくは現状の作業条件の下で WEEE から材料の再使用、リサイクルもしくは他の処理の準備の過程で、有害な残留物又は変形もしくは劣化物質が生じうる。
- (c) WEEE 収集もしくは処理過程に関与している作業者が許容できない暴露にさらされうる。
- (d) より少ない負の影響を持っている代替又は代用技術によって置き換えられうる。

見直しの期間中、欧州委員会は、経済界、リサイクル業者、処理業者、環境組織および被雇用者および消費者組合を含む利害関係団体に相談しなければならない。

2. 附属書Ⅱの制限物質又は類似物質群の見直しと修正のための提案は、少なくとも以下の情報を含むべきである。
 - (a) 提案される制限の詳細で明確な文言
 - (b) 制限に対する言及と科学的な証明
 - (c) EEE 中の物質又は類似物質グループの使用に関する情報
 - (d) 特に WEEE の管理運営中の有害な影響と暴露に関する情報
 - (e) 可能な代替品および他の代用物、それらの有用性と信頼性に関する情報

- (f) 最適な措置として EU 全体で制限を考慮するための正当性
- (g) 社会経済的評価

3. 本条に言及されている措置は第 20 条に従って委任法により欧州委員会により採択され、第 21 条および第 22 条に規定されている条件に従わなければならない。

第 7 条 (製造者の義務)

加盟国は、以下について確実しなければならない。

- (a) EEE を上市する時は、製造者は第 4 条に規定されている要求に従い設計、製造されていることを確実にすること。
- (b) 製造者は、要求されている技術文書を作成し、Decision No 768/2008/EC の附属書 II のモジュール A に従い、内部生産管理手続きを実施するか又は実施させること。
- (c) EEE の適切な要求への準拠が項(b)に言及される手順より証明される場合、製造者は、EU 適合宣言書を作成し完成品に CE マーキングを貼付すること。
他の共同体法令が少なくとも厳重な適合性評価手順の適用を要求する場合、製造者はこの指令の第 4 条(1)の要求への準拠はその手順の文脈に含めて証明されてもよいこと。単一の技術文書が作成されてもよいこと。
- (d) 製造者は、技術文書と EU 適合宣言書を当該 EEE の上市後 10 年間間保管すること。
- (e) 製造者は、適合性を存続するためシリーズ製品に対する手順が決まっていることを確実にする。製品設計または特性の変更および EEE の適合性が宣言されるため参照している整合規格又は技術仕様の変更が適切に考慮されなければならないこと。
- (f) 製造者は、非適合 EEE および製品リコールの記録を保持し、それについて流通業者に告知できる状態にしていなければならないこと。
- (g) 製造者は、製品の特定を可能にする型式、バッチ又は製造番号もしくはその他の要素を EEE に貼付することを確実にしなければならないこと。寸法又は特性によりそれができない場合、要求される情報は製品に同梱される包装又は文書で提供されること。
- (h) 製造業者は、名称、登録商標名または登録商標および連絡先住所を EEE に表示

する。それができない場合、包装または EEE に同梱される文書に指定すること。住所は製造者に連絡可能なただ一つを指定しなければならないこと。他の適切な共同体法令が少なくとも厳重な製造者の名称及び住所の添付のための規定を含んでいる場合、それらの規定を適用しなければならないこと。

- (i) 自身が上市している EEE がこの指令に適合していないのを知るかそのように信ずるに足る理由を持っている製造者は、適切であれば直ちに当該 EEE を指令に適合させる、引き上げる又はリコールするための必要な正しい措置を採り、直ちに加盟国の適格国家当局に非適合および採られた正しい措置の詳細を提供し EEE を利用可能としたその結果を報告すること。
- (j) 国家適格当局からの更に考慮された要求に、製造業者は、EEE がこの指令に適合していることを証明するために必要なすべての情報と文書を当局が理解できる言語で提供し、その要求により自らが上市している EEE のこの指令への適合を確実にするため採られる行動について当局と協力すること。

第 8 条（認定代理人の義務）

加盟国は以下の事項を確実にしなければならない。

- (a) 製造者は、書面による権限により認定代理人を任命する可能性を持っていること。
第 7 条の項(a)に規定される義務および技術文書の作成は認定代理人の権限の一部を形成すべきではないこと。
- (b) 認定代理人は製造者から受け取った権限において特定される業務を実行すること。
認定代理人に実行が許可される権限は少なくとも以下である
 - 国家監視当局が自由に使えるように、EEE の上市后 10 年間、EU 適合宣言書と技術文書を保管すること。
 - 国家適格当局からの更なる熟慮された要求に対し、この指令に対し EEE の適合を証明するため必要なすべての情報と文書を当局に提出すること。
 - 委任により包含される EEE の指令への適合を確実にするために採られる行動について当局に協力すること。

第 9 条（輸入者の義務）

加盟国は以下の事項を確実にしなければならない。

- (a) 輸入者は、この指令に適合している EEE のみを共同体市場に上市しなければならないこと。

- (b)輸入者は、EEE の上市前に製造者により適切な適合性評価手続きが実施されていることを確実にし、さらに、製造者が技術文書を作成し、EEE に CE マーキングが貼付されており、要求される文書を伴って製造者が第 7 条 (f)、(g)の規定に従っていることを確実にすること。
- (c)輸入者が EEE が第 4 条に適合していないと見做したり、そう信じる理由を持っている場合は、輸入者は適合に至るまで当該 EEE を上市してはならず、その旨、製造者および市場監視当局に通知すること。
- (d)輸入者は、名称、登録商標名、または登録商標マークおよび連絡先住所を EEE 上に指定しなければならないこと。それができない場合、包装または EEE に同梱される文書上に指定しなければならないこと。その他の適用可能な共同体法令が少なくとも厳密な輸入者の名称と住所の貼付の規定を含んでいる場合、それらの規定が適用されるべきであること。
- (e)輸入者は、この指令への準拠を確実にするため非適合 EEE と EEE リコールの記録を行い、それらを流通業者に知らせなければならないこと。
- (f) 自身が上市している EEE がこの指令に適合していないのを知るかそのように信ずるに足る理由を持っている輸入者は、直ちに当該 EEE を適合させるため、それを引き上げるためまたはリコールするため、適切であれば必要な正しい措置を採り、直ちに加盟国の適格国家当局にその結果、EEE を利用可能にし、特に非準拠および正しい措置が採られた詳細を提供し通知しなければならないこと。
- (g)輸入者は、EEE の上市に従い、市場監視当局が自由に使えるように EU 適合宣言のコピーを 10 年間保管し、要求により当該市場監視当局が技術文書を利用できることを確実にしなければならないこと。
- (h)国家適格当局からの更に考慮された要求に、輸入者は、EEE がこの指令に適合していることを証明するために必要なすべての情報と文書を当局が理解できる言語で提供し、その要求により自身が上市している EEE のこの指令への適合を確実にするため採られる行動について当局と協力すること。

第 10 条 (流通業者の義務)

加盟国は以下の事項を確実にしなければならない。

- (a)市場で EEE を利用可能とする時、流通業者は特に EEE が市場で利用可能とされている加盟国の消費者と最終使用者が容易に理解できる言語で要求される文書を伴ない、製造者および輸入者は第 7 条の項(g)および項(h)と第 9 条の項(d)に規定されている要求に従っていることを製造者、輸入者が CE マーキングを貼付していることを検証することによって適用可能な要求に当然の注意を持って行動すること
- (b)流通業者は EEE が第 4 条に適合していないことを確信するか適合していないと信ずるに足る理由がある場合、当該流通業者はそれが適合するまで市場で利用可能としてはならず、その結果を製造者、輸入者および市場調査当局旨通知しなければならないこと。
- (c)流通業者は、自らが市場で利用可能とした EEE が本指令に適合していないと確信した場合あるいは指令に適合していないと信ずるに足る理由がある場合、当該 EEE を指令に適合させる、市場からの引き上げる、リコール等の必要な正しい措置を適切に行われることを確実にし、EEE を利用可能とした加盟国の適格国家当局に直ちに非適合と採用された修正措置の詳細について通報しなければならないこと。
- (d)適格国家当局からの更に考慮された要求に対し、流通業者は本指令への EEE の適合性を証明するために必要なすべての情報および文書を提供し、要求に応じ市場で自らが利用可能とした EEE が本指令に適合することを確実にするために採られる行動について当局と協力しなければならないこと

第 11 条（製造者の義務を輸入者又は流通業者に適用する場合）

加盟国は、輸入者または流通業者が自身の名称または商標で上市している、または上市済の EEE に対し適用可能な要求に従うことが及ぶかも知れない方法で改造している場合、当該輸入者または流通業者が本指令の目的に照らして製造者とみなし、当該輸入者、流通業者が第 7 条下での製造者の義務に従っていることを確実にしなければならない。

第 12 条（経済主体の特定）

加盟国は、要求により、経済主体が市場監視当局に対し EEE の上市后 10 年間、以下を特定することを確実にしなければならない。

- (a) EEE を市場に供給した経済主体
- (b) EEE を供給されている経済主体

第 13 条 (EU 適合宣言)

1. EU 適合宣言書は、第 4 条で特定される要求に適合していることが証明されていることを記述すべきである。
2. EU 適合宣言書は、モデル構造を持ち附属書 VI で特定される要素を含み更新されなければならない。製品が上市されるかまたは利用可能とされている加盟国により要求される言語又は言語群に翻訳されねばならない。

他の適用可能な共同体法令が少なくとも厳重な適合性評価手順の適用を要求する場合、本指令の第 4 条(1)の要求への遵法はその手順の文脈に含めて証明されてもよい。単一の技術文書が作成されてもよい。
3. EU 適合宣言書を作成することにより、製造者は EEE の本指令への遵法に対する責任を負わなければならない。

第 14 条 (CE マーキングの一般原則)

CE マーキングは規則 (EC) No 765/2008 の第 30 条に規定されている一般原則に従わなければならない。

第 15 条 (CE マーキングの貼付のための規則および条件)

1. CE マーキングは最終製品または銘板に見え易く、読みやすく、消え難いように貼付しなければならない。それができないまたは EEE の特性のため保障できない場合は、包装または同梱される文書に貼付しなければならない。
2. CE マーキングは EEE の上市前に貼付しなければならない。
3. 加盟国は CE マーキングの管理統治の正しい適用を確実にするため既存の仕組みを強化し、CE マーキングの不適切な使用がある場合には適切な行動を取らなければならない。加盟国は、重大な不正に対する刑事制裁を含む不正に対する罰則を規定しなければならない。罰則は、違反の重大性に比例し不正使用に対する抑止力が効果的でなければならない。

第 16 条 (適合性の推定)

1. 逆の証拠がない場合、加盟国は CE マーキングが貼付されている EEE は本指令に従っているものと見なさなければならない。
2. 第 4 条の要求に従っていることを示すような試験および計測が実施されているかまたは EU 官報において刊行されている参照文献である整合規格に従い評価されてい

る材料、構成部品および EEE は本指令の要求に適合していると推定されるべきである。

第 17 条（整合規格に対する公式の異議）

1. 加盟国または欧州委員会は、委員会または関連する加盟国は整合規格が第 4 条に規定されている要求を包含し、要求を完全に満たしていないと見做した場合は論点を提出するように指令 98/34/EC の第 5 条に従がい特別委員会（committee）が設定される前にその問題を提起する。特別委員会（committee）は該当する欧州共同体の標準化団体（European standardization bodies）と相談した後で遅滞なくその意見を伝達しなければならない。
2. 特別委員会（Committee）の意見を参考にして、欧州委員会は関連する整合規格に対する言及を官報に公示するまたはしない、制限付きで公示する、維持する、制限付きで維持するまたは官報から取り下げるかを決定しなければならない。
3. 欧州委員会は関連する EU 標準化団体に対し通知を行い、必要であれば関連する整合規格の改定を要求しなければならない。

第 18 条（市場監視と EU 市場参入 EEE の制御）

加盟国は、規則（EC）No 765/2008 の第 15 条から 29 条に従い市場監視を実行しなければならない。

第 19 条（特別委員会手続 Committee procedure）

1. 欧州委員会は、指令 2008/98/EC の第 39 条に従って設立された特別委員会（Committee）により支援されねばならない。当該委員会は、規則（EU）No 182/2011 の意味における委員会である。
2. この文節に対して言及がなされる場合、規則（EU）No 182/2011 の第 5 条を適用すべきである。

第 20 条（委任の行使）

1. 第 4 条(2)、第 5 条(1)および第 6 条で言及する委任法（delegated acts）を採択する権限は 2011 年 7 月 21 日から 5 年間欧州委員会に与えられなければならない。欧州委員会は、最長で 5 年間の終了 6 カ月前に委任の権限に関する報告書を作成しなければならない。欧州議会と理事会が第 21 条に従ってそれを取り消さないならば委任の権限は同じ期間の自動延長がなされるべきである。
2. 委任を採用した場合、欧州委員会はそれを同時に欧州議会と理事会に届出なければならない。
3. 委任法を採用する権限は、第 21 条および 22 条に規定されている条件に従い欧州委

員会に与えられている。

第 21 条（委任の廃止）

1. 第 4 条(2)、第 5 条(1)および第 6 条に言及する委任の権限は、欧州議会と理事会によっていつでも廃止することができる。
2. 委任の権利を廃止するかどうかを決定する内部手続きを開始する機関は他の機関と欧州委員会に最終決定がなされる合理的な時間内に廃止に従うべき委任に対し、廃止の可能な理由を指定し通知しなければならない。
3. 廃止の決定は、その決定に特定された委任の権利を終わらせるべきである。それは直ちに又はそれにより特定される日に発効する。既に、有効である委任の有効性には影響すべきではない。これらは EU 官報で公示されなければならない。

第 22 条（委任に対する異議）

1. 欧州議会また理事会は、届出の日から 2 カ月以内に委任に反対することができる。欧州議会もしくは理事会の発議権でその期間は 2 カ月延長されるべきである。
2. 文節 1 に言及する期間の期限について欧州議会、理事会の双方が委任に反対しなければ、EU 官報に公示され、その中で記述されている日に発効しなければならない。

欧州議会と理事会の双方が欧州理事会に対し、異議を唱える意図を通知しないならば、当該期間の期限前に委任は官報に公示され、発効しなければならない。

3. 文節 1 に言及する期間内に欧州議会もしくは理事会が委任法に反対した場合は、それは発効しない。委任法に反対した機関は反対した理由を記述しなければならない。

第 23 条（罰則）

加盟国は、本指令に従って採択される国内法規定違反に適用できる罰則を規定しそれが実施されることを確実にするために必要なあらゆる措置を取らなければならない。提供される罰則は、効果的で、均衡がとれそして抑止的でなければならない。加盟国は、2013 年 1 月 2 日までにその規定を欧州委員会に届出し、それらの規定に影響を及ぼす関連する修正も遅滞なく欧州委員会に届けなければならない。

第 24 条（見直し）

1. 欧州委員会は、2014 年 7 月 22 日までに、第 2 条に言及される EEE に関しこの指令の適用範囲を修正する必要性を調査し、もし適切であれば、EEE に関し、追加的な除外について法案を伴った報告書を議会と理事会に提出しなければならない。

2. 欧州委員会は、2021年7月22日までに、本指令の全般的な見直しを行い、もし適切ならば法案を伴った報告書を議会と理事会に提出しなければならない。

第25条（転換）

1. 加盟国は2013年1月2日までに本指令に準拠するために必要な法律、規則及び行政規定を採択し、発行しなければならない。加盟国は直ちに、欧州委員会に当該規程の文脈を通知しなければならない。

加盟国が当該規定を採択する時、本指令に対する参照を含んでいるか官報で公表される時に参照を伴っていないなければならない。

2. 加盟国が採択する本指令により包含される領域の国内法の主要規定の文脈を加盟国は、委員会に通知しなければならない。

第26条（廃止）

附属書VIIに記載されている法律により修正されている、パートAは国内法への転換に対する時間制限に関連する加盟国の義務および附属書VII、パートBに規定されている指令の適用を侵害することなく2013年1月3日から効力を発し、廃止される。

廃止される法令の参照は、本指令への参照として引継がれ、附属書VIIIの相関表（テーブル）に従い読まなければならない。

第27条（施行）

本指令は、官報公示から20日後に効力を発しなければならない。（2011年7月21日発効）

第28条（通知）

本指令は加盟国に通知される。

ストラスブルグにおいて2011年6月8日制定

欧州議会
The President
J. BUZEK

理事会
The President
GYORRI E.

附属書 I

- (1) 大型家庭用電気製品
- (2) 小型家庭用電気製品
- (3) 情報および通信装置
- (4) 消費者用装置
- (5) 照明装置
- (6) 電気電子工具
- (7) 玩具、レジャーおよびスポーツ装置
- (8) 医療機器
- (9) 監視および制御機器（産業用の監視および制御機器を含む）
- (10) 自動販売機
- (11) 上記範疇に含まれないその他の EEE

附属書Ⅱ

第4条(1)において言及される制限物質および均質材料当たり重量で許容される最大濃度

鉛 (0.1%)

水銀 (0.1%)

カドミウム (0.01%)

六価クロム (0.1%)

ポリ臭素化ビフェニル (0.1%)

ポリ臭素化ジフェニルエーテル (0.1%)

附属書Ⅲ

第4条(1)の制限から除外される応用製品

除外		適用範囲および適用可能期限
1	電球形（コンパクト形）蛍光灯中の、以下の値を超えない水銀（1バーナーにつき）	
1(a)	30W未満の一般照明用途：5mg	2011年12月31日まで。 2011年12月31日以降2012年12月31日までは1バーナーにつき3.5mg、2012年12月31日より後は1バーナーにつき2.5mg
1(b)	30W以上50W未満の一般照明用途：5mg	2011年12月31日まで。 2011年12月31日より後は1バーナーにつき3.5mg
1(c)	50W以上150W未満の一般照明用途：5mg	
1(d)	150W以上の一般照明用途：15mg	
1(e)	円形または四角形の形状の一般照明用途で、管径が17mm以下のもの	2011年12月31日までは使用制限なし。 2011年12月31日より後は1バーナーにつき7mg
1(f)	特殊用途：5mg	
2(a)	一般照明用途の直管型蛍光灯中の、以下の値を超えない水銀（1ランプにつき）	
2(a)(1)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が9mm未満のもの（例：T2）：5mg	2011年12月31日まで。 2011年12月31日より後は1ランプにつき4mg
2(a)(2)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が9mm以上、17mm以下のもの（例：T5）：5mg	2011年12月31日まで。 2011年12月31日より後は1ランプにつき3mg
2(a)(3)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が17mmを超え、28mm以下のもの（例：T8）：5mg	2011年12月31日まで。 2011年12月31日より後は1ランプにつき3.5mg
2(a)(4)	通常寿命のtri-band phosphorで、管径が28mmを超えるもの（例：T12）：5mg	2012年12月31日まで。 2012年12月31日より後は1ランプにつき3.5mg
2(a)(5)	長寿命（25,000時間以上）のtri-band phosphor：8mg	2011年12月31日まで。 2011年12月31日より後は1ランプにつき5mg
2(b)	その他の蛍光灯中の、以下の値を超えない水銀（1ランプにつき）	
2(b)(1)	直管型halophosphateランプで、管径が28mmを超えるもの（例：T10およびT12）：10mg	2012年4月13日まで
2(b)(2)	非直管型halophosphateランプ（すべての管径のもの）：15mg	2016年4月13日まで
2(b)(3)	非直管型tri-band phosphorランプで、管径が17mmを超えるもの（例：T9）	2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日より後は15mg
2(b)(4)	その他一般照明用途で、特殊用途のランプ（例：誘導ランプ）	2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日より後は15mg
3	特殊用途の冷陰極蛍光灯と外部電極蛍光灯（CCFLおよびEEFL）中の以下の値を超えない水銀（1ランプにつき）	
3(a)	短型（500mm以下）	2011年12月31日までは使用制限なし。2011年12月31日より後は3.5mg

3(b)	中型 (500mm を超え 1,500mm 以下)	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 5mg
3(c)	長型 (1,500mm 超)	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 13mg
4(a)	その他低圧放電ランプ中に含まれる水銀 (1 ランプにつき)	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 15mg
4(b)	改良された演色評価数 $R_a > 60$ の、一般照明用途の高圧ナトリウム (蒸気) ランプ中の、以下を超えない水銀 (1 バーナーにつき)	
4(b)-I	$P \leq 155 \text{ W}$	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 1 バーナーにつき 30mg
4(b)-II	$155 \text{ W} < P \leq 405 \text{ W}$	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 1 バーナーにつき 40mg
4(b)-III	$P > 405 \text{ W}$	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 1 バーナーにつき 40mg
4(c)	一般照明用途のその他高圧ナトリウム (蒸気) ランプ中の、以下を超えない水銀 (1 バーナーにつき)	
4(c)-I	$P \leq 155 \text{ W}$	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 1 バーナーにつき 25mg
4(c)-II	$155 \text{ W} < P \leq 405 \text{ W}$	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 1 バーナーにつき 30mg
4(c)-III	$P > 405 \text{ W}$	2011 年 12 月 31 日までは使用制限なし。2011 年 12 月 31 日より後は 1 バーナーにつき 40mg
4(d)	高圧水銀 (蒸気) ランプ (HPMV) 中に含まれる水銀	2015 年 4 月 13 日まで
4(e)	メタルハライドランプ (MH) 中に含まれる水銀	
4(f)	本附属書で特に定められていない特殊用途のその他放電ランプ中に含まれる水銀	
5(a)	陰極線管のガラス中に含まれる鉛	
5(b)	重量比 0.2% を超えない蛍光管ガラス中に含まれる鉛	
6(a)	機械加工用途の鋼鉄および亜鉛めっき鋼中の、合金成分として重量比 0.35% まで含まれる鉛	
6(b)	アルミニウムに合金成分として重量比 0.4% まで含まれる鉛	
6(c)	合金成分として鉛を重量比 4% まで含む銅合金	
7(a)	高融点はんだに含まれる鉛 (すなわち鉛含有率が 85% を超える錫/鉛はんだ合金)	
7(b)	サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ/信号/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークに使用されるはんだに含まれる鉛	
7(c)-I	キャパシタ中の誘電セラミックを除く、ガラスまたはセラミック中に鉛を含有する電気電子部品 (例: ピエゾエレクトリックデバイス、ガラスまたはセラミックマトリックス複合材料中)	
7(c)-II	定格電圧 AC 125V または DC 250V 以上用のキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛	
7(c)-III	定格電圧 AC 125V または DC 250V 未満用のキ	2013 年 1 月 1 日まで。これより後、2013 年 1

	ヤバシタ中の誘電セラミック中の鉛	月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
8(a)	ワンショットペレット型のサーマルカットオフに含まれるカドミウムおよびその化合物	2012年1月1日まで。これより後、2012年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
8(b)	電気接点中のカドミウムおよびその化合物	
9	冷却剤中で重量比0.75%未満の、吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての6価クロム	
9(b)	暖房/換気/空調/冷凍 (HVACR) 用途の冷媒含有コンプレッサの軸受シェルと軸受ブッシュに含まれる鉛	
11(a)	Cプレス・コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用される鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
11(b)	Cプレス・コンプライアント・ピン・コネクタ・システム以外に使用される鉛	2013年1月1日まで。これより後、2013年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
12	熱伝導モジュールCリングのコーティング材に使われる鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
13(a)	光学的応用に用いられる白ガラス中の鉛	
13(b)	フィルターガラスおよび反射率標準に用いられるガラス中の鉛	
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージの結合用で2種以上の成分を含有するはんだ中の鉛で、鉛含有量が80%以上85%以下のもの	2011年1月1日まで。これより後、2011年1月1日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
15	ICフリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリアの電気結合用に使われるはんだ中の鉛	
16	ケイ酸塩 (silicate) がコーティングされたバルブを有する直線型白熱電球の鉛	2013年9月1日まで
17	プロフェッショナルむけ複写用途に使用される高輝度放電 (HID ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化合物	
18(a)	SMS ((Sr,Ba) 2 MgSi 2 O 7 :Pb)などの蛍光体を含むジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の特殊ランプとして使用される放電ランプの、蛍光粉末中の賦活剤としての鉛 (重量比1%以下)	2011年1月1日まで
18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb) などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体粉の賦活剤としての鉛(重量比1%以下)	
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ (ESL) の中にある主要合金としての特定化学組成の中の鉛・ビズマス・スズー水銀・鉛・インジウム・スズー水銀または補助合金としての鉛・スズー水銀を伴う鉛	2011年6月1日まで
20	液晶ディスプレイ (LCD) に使用されるフラット蛍光ランプの接着前面部と後部基板に使用されるガラスの中の酸化塩	2011年6月1日まで
21	ホウケイ酸ソーダ石灰ガラスのエナメル加工に用いられる印刷用インクの鉛およびカドミウム	

23	ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外の、微細ピッチコンポーネントの仕上げに用いられる鉛	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスペアパーツには使用が認められる
24	セラミック多層コンデンサの円形で平面配置の機械加工のスルーホールのはんだ付けのためのはんだ中の鉛	
25	構造要素、特にシールフリットおよびフリットリングに用いられる表面伝導型電子放出素子を用いたディスプレイ (SED) に含まれる酸化鉛	
26	ブラックライトブルーランプのガラス筐体中の酸化鉛	2011年6月1日まで
27	音響出力レベル 125 dB SPL 以上で数時間使用に設計された高出力拡声器の用いられるトランスデューサー用のはんだ中の鉛合金	2010年9月24日まで
29	理事会指令 69/493/EEC の附属書 I (カテゴリー 1、2、3 および 4) 定義されたクリスタルガラス中の酸化鉛 (Lead bound)	
30	100dB 以上の音声出力のハイパワーラウドスピーカーに使用されるトランスデューサー中のボイスコイルに直接電氣的に設置されるコンデューサーをジョイントするための電氣的および機械的はんだとしてのカドミウム合金	
31	水銀フリーの直蛍光灯中の溶接材に含まれる鉛 (液晶ディスプレイや設計または産業用照明に使用されている。)	
32	アルゴンおよびクリプトン管のウィンドウアッセンブリを形成するシールフリット中の酸化鉛	
33	パワー変圧器の 100 μ m 以下の細い銅線のはんだ付用はんだ中の鉛	
34	サーメットベースのトリマーポテンシオメーター中の鉛サーメットを主とするトリマー電位差計構成要素	
36	DC プラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1 ディスプレイにつき 30mg 未満の水銀	2010年7月1日まで
37	ほう酸亜鉛ガラス体ベースの高電圧ダイオードのめっき層中の鉛	
38	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペースト中のカドミウムおよびカドミウム酸化物	
39	個体状態照明あるいはディスプレイ・システムで使用するための色変換 II-VI LED 中のカドミウム (発光面積の平方ミリメートルあたり 10 μ g 未満のカドミウム)	2014年7月1日まで

附属書 IV

医療装置および監視制御機器に特定した第4条(1)の制限からの除外製品

電離放射線を利用するまたは検診する装置

- 1.電離放射線用検診機中の鉛、カドミウムおよび水銀
- 2.X線管中の鉛ベアリング
- 3.電磁放射線増幅装置中の鉛：マイクロチャンネルプレートおよびキャピラリープレート
- 4.X線管のフリットガラスおよびイメージインテンシファイヤー中の鉛とガスレーザーアセンブリおよび電磁放射線を電子に変換する真空管のガラスフリットバインダー中の鉛
- 5.電離放射線用シールドイング中の鉛
- 6.X線試験対象物中の鉛
- 7.ステアリク酸鉛 X線回折結晶体
- 8.携帯型 X線蛍光分光計用の放射性カドミウム同位体ソース

センサー、探知機、電極

- 1a.pH電極のガラスを含むイオンセレクトティブ電極中の鉛およびカドミウム
- 1b.電気化学的酸素センサー中の鉛アノード
- 1c.赤外線照明探知機中の鉛、カドミウムおよび水銀
- 1d.リファレンス電極中の水銀：低塩化水銀塩化物、水銀硫化物および水銀酸化物

その他

- 9.ヘリウム-カドミウムレーザー中のカドミウム
- 10.原子吸収分光ランプ中の鉛とカドミウム
- 11.MRI中の超伝導体および熱伝導体としての合金中の鉛
- 12.MRIおよびSQUID探知機中の超伝導金属のメタリックボンド中の鉛およびカドミウム
- 13.カウンターバランス（平衡錘）中の鉛
- 14.超音波変換器（transducer）用単結晶圧電材料中の鉛
- 15.超音波変換器接着用はんだ中の鉛
- 16.スイッチまたはリレー当り 20mg を超えない水銀の監視制御機器中の非常に高精度の静電容量および損失計測ブリッジ高周波 RF スイッチおよびリレー中の水銀
- 17.携帯用緊急細動除去器のはんだ中の鉛
- 18.8-14 μm の範囲検出用の高性能赤外線イメージングモジュールのはんだ中の鉛
- 19.液晶シリコン（LCoS）ディスプレイ中の鉛
- 20.X線測定フィルター中のカドミウム

附属書 V

第 5 条において言及されている除外の許可、見直しおよび廃止の申請

除外の申請、更新または必要な変更を加えれば除外の廃止の申請は製造者、製造者の認定代理人またはサプライチェーンのあらゆる経済主体によって提出されてよく、少なくとも以下を含んでいるべきである。

- (a) 氏名、住所および申請者の連絡先の詳細
- (b) 材料または構成部品および材料または構成部品中の物質の除外または廃止の何れかのための特定期間に関する情報が要求されおよびその特定の特性
- (c) 第 5 条において確立されている条件に従った除外または廃止のための検証可能なおよび参照された正当性
- (d) 利用可能な場合は申請者による独立の研究、ピアレビュー研究 (peer-review study) および開発活動に関する情報を含む可能な代替物質、材料またはライフサイクルベースでの開発の分析およびそのような代替の分析
- (e) WEEE からの材料の可能な再使用の準備またはリサイクルリングおよび指令 2002/96/EC の附属書 II に従い適切な廃棄物の処理に関連する規定に関する情報
- (f) その他の関連する情報
- (g) 開発のための、開発を要求および/または応募者によるそのような行動のためのタイムテーブルを含んだ可能な代替の適用のための提案された活動
- (h) 適切な場合、検証可能な正当性により独占的な付随として見做されるべき情報の提示
- (i) 除外のための申請時は除外のための正確で明確の申請書
- (j) 申請書の要約

附属書 VI
EU 適合宣言書

- 1.番号 (EEE をユニークに特定)
- 2.製造者または製造者の認定代理人の氏名と住所
- 3.本適合宣言書は製造者 (または設置者) の単独の責任の下に発行されている。
- 4.宣言の目的 (トレーサビリティを可能とする EEE の特定。適切であれば写真を含んでもよい)
- 5.上述の宣言書の目的は電気電子機器に特定危険物質の使用の制限に関する 2011 年 7 月 8 日の欧州議会と理事会の指令 2011/65/EU への適合である。
- 6.適用可能な場合、使用された該当する整合規格または適合が宣言された技術仕様に関連する参照技術仕様
- 7.付加的情報

署名 および代行

(発行場所および発行日)

(氏名、機能) (署名)

附属書 VII

パート A

後続の修正による廃止指令
(第 26 条において言及)

欧州議会と理事会の指令 2002/95/EC	(OJ L 37,13,2,2003, p, 19)
委員会決定 2005/618/EC	(OJ L214,19,8,2005, p. 65)
委員会決定 2005/717/EC	(OJ L271,15,10,2005, p. 48)
委員会決定 2005/747/EC	(OJ L280, 25,10.2005 , p. 18)
委員会決定 2006/310/EC	(OJ L115, 28.4.2006, p. 38)
委員会決定 2006/690/EC	(OJ L283, 14.10.2006, p. 47)
委員会決定 2006/691/EC	(OJ L283, 14.10.2006, p. 48)
委員会決定 2006/692/EC	(OJ L283, 14.10.2006, p. 50)
欧州議会と理事会の指令 2008/35/EC	(OJ L81, 20.3.2008, p. 67)
委員会決定 2008/385/EC	(OJ L136, 24.5.2008, p.9)
委員会決定 2009/428/EC	(OJ L139, 5.6.2009, p.32)
委員会決定 2009/443/EC	(OJ L148, 11.6.2008, p.27)
委員会決定 2010/122/EU	(OJ L49, 26.2.2010, p.32)
委員会決定 2010/571/EC	(OJ L251, 25.9.2010, p.28)

パート B

国内法転換に対し時間切れのリスト
(第 26 条において言及)

指令	転換の期限
2002/95/EC	12 August 2004
2008/35/EC	—

附属書 VIII

関係表

指令 2002/95/EC	本指令
第1条	第1条
第2条(1)	第2条(1),(2), 附属書 I
第2条(2)	第2条(3)
第2条(3)	第2条(4), 予備の文言
—	第2条(4)
第3条(a)	第3条(1),(2)
第3条(b)	—
—	第3条(6)-(28)
第4条(1)	第4条(1), 附属書 II
—	第4条(3)-(4)
第4条(2)	第4条(6)
第4条(3)	—
第5条(1), 予備の文言	第5条(1), 予備の文言
第5条(1)(a)	第4条 4(2)
第5条(1)(b)	第5条(1)(a), 第1および第3インデント
—	第5条(1)(a)第2インデント 第5条(1)(a), 最後のパラグラフ
第5条(1)(c)	第5条(1)(b)
—	第5条(2) 第5条(3)-(6)
第5条(2)	第5条(7)
—	第7条-18条
第6条	第6条
—	第7条-第18条
第7条	第19条-第22条
第8条	第23条
第9条	第25条
—	第26条
第10条	第27条
第11条	第28条
—	附属書 I-II
附属書、項 1-39	附属書 III、項 1-39
—	附属書 IV、V、VI-VIII